

Title	ヴィクセルの財政理論について〔III〕
Sub Title	Note on Wicksell's theory of public finance〔III〕
Author	飯野, 靖四
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1971
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.64, No.7 (1971. 7) ,p.498(84)- 503(89)
JaLC DOI	10.14991/001.19710701-0084
Abstract	
Notes	研究ノート
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19710701-0084

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

ヴィクセルの財政理論について〔Ⅲ〕

飯野靖四

〔ヴィクセルの財政理論について〕

- II 課税における公平ないし公正の原則について
- 2 ヴィクセルの租税体系の基礎にある理論的根拠
- 3 ヴィクセルの課税体系における意志決定の手続き

〔ヴィクセルの財政理論について〕

- II 課税における公平ないし公正の原則について

2 ヴィクセルの租税体系の基礎にある理論的根拠

例えば、ブラック氏は次のように主張している。すなわち、ヴィクセルは「自発的に納税を申し出る」租税体系⁽²⁾というものを、民間市場における取引から類推して、そしてまた自由が増大し民主主義が発展しつつあった当時の政治制度における趨勢と一致するように、つくっている、と。このブラック氏の見解は結局のところ、本質において、次のようなことを主張しているのである。すなわち、我々は民間市場において自分の意志で（自発的に）財やサービスを購入するが、それと同じように政府サービスに対しても、できるだけ自分の意志に基づいて、すなわち各人の同意に基づいて租税を支払うような課税体系を我々はつくらなければならないという主張である。この主張は、決して否定されえないしまた無視されえないものである。というのは、実際、ヴィクセルは「財政の理論的研究」の中のところどころにおいて、自分の提案を正当化する

ために、こうしたことを考えていることをほめかしているからである。

しかしながら、これは彼の体系のほんの一部の性格しか説明していない。我々は、彼の体系の理論的根拠の大部分が、彼が「財政の理論的研究」を書く前にスウェーデンの租税制度に生じた変化にどのように対応したかということによって、そしてまた大部分において、彼にこの書物を書くように刺激を与えた変化に彼がどのように対応したかということによって、説明されると信じたくなるものである。第2に彼は、労働者階級と有産階級の間の勢力関係の変化——それは1890年代に始まったばかりであったが——を期待して待っていた。彼が考え出した租税制度は、非常に大きい程度において、これらの変化が起るであろうところの将来に向けられていたのである。

1894年に彼は「我々の租税——それを誰が支払うか、また支払うべきか」という小冊子を書いたけれども、その中においてもまた彼は「公平な」課税制度のための提案を短縮された形で書いている。しかしながらこの著作の大部分は、スウェーデンの歳入制度の性格についてのサーヴェイに関係したものである。彼は、総収入の約90%が商品に対する間接税、主として国内消費税と関税によって調達されているということを見出した。これらの租税は、煙草やアルコール性飲料といったようなぜいたく品だけに限られていたわけではなかった。これらの租税は、砂糖、食用穀肉、小麦粉等といったいろいろの必需品にまで課せられていた。彼

注(1) 本稿は、三田学会雑誌第62巻第9号の拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔II〕」の続きである。

(2) 参考文献*〔128〕参照。

* 参考文献目録は、拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔II〕」の末尾に掲載。

(3) "voluntarist" tax system

(4) ヴィクセルの著作目録は、拙稿「ヴィクセルの財政理論について〔I〕」（三田学会雑誌第62巻第2号）の末尾に掲載。

はまた、総収入に占める間接税収入の割合が増大しつつあるということも見出した。地主が支配的な国会は、近年、田舎や都会の土地に対する租税とか改良工事に対する租税とかを廃止したり実質的に減税をしたりして、自分の階級の利益を守るように行動している。もし国会がその活動をこうした減税だけに限るならば、予算の赤字はますます大きくなってゆかろう。そうしたことを防ぐために、国内消費税や関税の税率を上げることによって、また以前には無税であった商品にこの種の租税を課することによって、財産税の減収分の埋め合せがなされる。彼は、地主がこうした不公平を犯すことに成功した最大の理由は、労働者階級が国会に代表者を送っていないことであると結論を下した。

しかしながら——と彼は言い続けた——労働者に選挙権がない状態は永続しきそうにもない。遅かれ早かれ、彼らは投票権を獲得するであろう。そして彼らは、社会において他のグループの人達より数でまさるので、その代表者は他の階級の代表者より数でまさり、国会を支配するようになるであろう。もし課税における公平を達成するために彼が提案したような改革案を予防策として採用しないならば、また労働者が政治的に優勢になる前に憲法にそうした改革案を書き込まないならば、彼らは、彼らより先に権力を獲得した人達の例にならって、彼らがほとんど租税を支払わないような国家サービスにとほうもない支出をしたり、有産階級の富を没収しその所得をほとんどなくしてしまうような租税を課するであろう。そのような政策は結局、資本形成を実質的に停止させるばかりでなく、もし財産の所有者が甚だ大きい租税負担を支払うために現在の投資をやめざるをえなくなるようであるならば、大規模に現存の資本の破壊を引起すであろう。

資本の破壊は、スウェーデンのように長期にわたって資本の不足に悩み、鉄道や動力計画を建設するのに必要な資本並びに森林生産物や土木工事産業を発展させるのに必要な資本を獲得するために外国から借入をすることを強いられているような国においては、結局のところ破滅に導くであろう。彼が公平な課税制度のための提案でもって避けたいと考えていたのは、まさにこのことである。彼が真に関心をもっていたのは、中流階級や上流階級の財産を守ることではなくて、むしろ自分の国の乏しい、資本となる資源を破壊から守ることであった。さらに彼は、労働者階級の利益となるような所得分配上の変化は避けられないものでありまた望ましいものであると考えていた。彼が心の背後

で考えていたことは——このことは彼がその10年後に書いた小冊子「社会主義国家と現代の社会」(1905)の中で明らかにされたことであるのであるが——労働者は所得の再分配それ自体からは、特に短期的には、ほとんど得るものがないということであった。他方、彼らは、技術変化や実物資本の増大といったような全体として生産力を高めるもの、から得られるすべてのものを獲得する。従って彼らの戦略は、将来増大したところの社会の生産物のうち、彼らがより多くの分け前を獲得するというでなければならぬ。これはもちろん、直接的には、課税の問題であるというよりはむしろ賃金交渉の問題であるであろう。しかし長期的な政策としては、累進的な相続税とか地価値上りに基づく不労所得に対する租税とかによる所得の再分配によって、かなりのことがなされるのである。

ところで、もし労働者側の権力獲得が突然に行われるならば、おそらく資本の破壊は避けられえないであろう。労働者階級と他の階級の間の所得関係並びに財産関係は、急激にそして徹底的に変わるであろう。しかしもし労働者の権力獲得が、10年、20年或いは数十年というように長期間にわたって行われるならば——彼はこの方がよりありそうだと考えたが——労働者階級と他の階級の間の所得と富の分配における変化は、大部分は、この期間中に終わってしまっているであろう。その場合には、社会は大した変動もなくこれらの変化に順応してしまうであろう。経済もまた、実物資本の破壊もなく、おそらく継続的に成長を高めながら、それに順応してゆくであろう。

ひとたびこれらの変化が終り、政治的に優勢となった労働者の指導者が、もはや再分配からは何も得られないということを、すなわち現存する所得分配が最適であり「公平である」ということを認識するならば、その指導者はヴィクセルの「租税の決定における任意性と(相対的)一致の原則」を採用し利用するよう勧められるかもしれない。もし彼らがこれを採用するならば、国会における予算の仕事も、その性格はずいぶん変わるであろう。従来は避けるべき悪事としてしか見られなかった租税も今や、少なくとも等しいか或いはそれ以上の価値をもった政府サービスに対する代価というふうに見られる。このことは、政府サービスを拡大させる方向へ導くかもしれない。しかしながら、そうした拡大はしばしば、単純多数決のもとでは自分達の正当な利益と権利を守ることができないけれども彼が提案した制度(条件付き多数決)のもとでは守

る機会をもつところのグループの人達によって、激しく反対されるであろう。結局、政府は、私企業が行うよりもうまくゆくところの機能を代わって行くということになるであろう。

もはや没収的な課税権の使用は行われえないので、租税や支出を決定する際に条件付き多数決を要求してもたいした反対はありえないであろう。政治的少数者に与えられた拒否権は、彼らの正当な利益を守り増進するための主要な手段である。なぜに少数者がこれらの特別な措置によって守られるべきなのであろうか。上流階級や中流階級の少数者の所得位置は、もはやこれ以上再分配したとしても多数者に利益をもたらさない程度にまで修正されているので、これらの少数者は自分達の位置を維持し同一位置を保ってゆくための手段をもたなければならぬ。政治的少数者は、経済的な意味において欠くことのできないものである。というのは、社会にとって役にたつところの有能な行政官、企業家、専門家の大部分は、その少数者の中に見出されるからである。

ヴィクセルは、ひとたび自分の体系が採用されるならば、議会のどの政党も（租税負担は別として）他の政党にとって有益であり望ましいと思われぬような政府サービスを新たに提案したり拡充を申し出たりすることはないのであろうと考えていた。もちろん提案はすべての政党にとって等しく、望ましいものとは思えないであろう。しかし重要な点は、どの政党も他の政党に対して攻撃的であったり敵対的であるような政策を提案しないであろうということである。ヴィクセルは、こうしたことを前提とするならば、少数者は予算審議において政策を拒否することができるので、単純多数によって可決された政策について生ずる衝突も容易に解決できると考えていた。この点に関する彼の論法は、次の通りである。すなわち、もし提案されたサービスがすべての党にとって望ましいものに思われるならば、それを採用するために必要なことは、それがどれくらい要求されているかということと、その資金をどのようにして調達するかということを決めることである。提案された支出計画の資金を調達するには、いろいろの方法がある——特別税による方法、通常の租税の一部による方法、料金による方法、借入による方法、これらの組合せによる方法。提案されたサービスの資金を調達する方法は、予算審議において検討されると考えられている。各関係者は、いろいろな資金計画のもとで選挙区民が支払わなければならぬ

い租税の額を頭に入れて、選挙区民にもたらされるサービスの利益を評価しなければならない。彼は、利益が租税より大きいのか、少なくとも等しいと思えるような提案に対してのみ賛成の投票をするにちがいない。

或る資金計画は、他の資金計画よりも多くの賛成を得るかもしれない。また同じ提案でも、或る資金計画のもとで反対した同じ人が、自分の選挙区民にとってより有利であると考えた別の資金計画のもとで賛成するということのようなことはよくあることである。さて、提案されたサービスがすべての人の意見において望ましいものであるにもかかわらず、そしてまたその資金の調達が決して没収的であるとは思われぬような租税によって行われているにもかかわらず、その租税負担が自分の選挙区民にとって利益より大きいと思うが故にそれに反対する代表者が未だかなり存在するといったような場合には、そのサービスは明らかに集合的欲望の対象ではない、とヴィクセルは述べている。そのようなサービスは、私企業ないしは任意の団体によって提供された方がよいのである。従って、政府の機能とサービスの範囲——条件付き多数で決定しなくても良い若干の機能は別として——を規定するところの集合的欲望の対象とは、完全に代議制が行われた議会のメンバーが、没収的でない租税とその他の資金調達計画に、ほとんど一致して賛成するところのものであり、またそれだけである。

政府サービスを新たに提案したり拡充を申し出たりすることに関して今まで述べてきたことは、政府サービスを維持するために或る税を別の税と取り替える場合にも当てはまる。それは、条件付き多数によって可決されなければならない。

しかしながら、政府サービスとそれに対応する租税を廃止する提案に関しては、ヴィクセルは簡単化のために、議会における少数者が提案を出し、条件付き多数によって拒否されない限り可決されるであろう場合を考えていた。これは条件付き多数決の論理からでてくる当然の結果であるが、これは少数者に余りにも多くの力を与え、実際問題として彼の体系に、租税及び支出を削減する方向への偏りを与えている。

ヴィクセルが苦心して作りあげた「公平な」課税体系の基礎となっている前提条件を、認める人もいれば認めない人もいるであろう。しかしながら、彼やリンダール⁽⁵⁾といったような彼の信奉者がこの分野の研究に採用した見通しといったようなものは、結局、公共（政府）部門と私企業部門の間の関係を無定見に放っ

ておくよりも整理することを必要とするであろう、ということは明白である。その境界線——それはおそらく融通のきく弾力的な境界線であろうが——は結局、当然「政府」に属する活動と、当然「実業」に属する活動の間に設定されるにちがいない。

3 ヴィクセルの課税体系における意志決定の続き

すべての利益グループが効果的に代表を送り、また現存する所得と富の分配がすべてのグループによって是認されているような社会を考えよう。また労働者側は支配的な政党であり、ヴィクセルが提案した体系を受けいれているものと仮定しよう。ヴィクセルは、自分の提案が議会政治の中でどのように働くかという問題に関しては、ざっとした大ざっぱな指摘を与えているだけである。彼がこの問題について深く考えていなかったということは明らかである。また彼が、この問題に含まれる手続き上の問題点についても、またそれが導く奇妙な結果についても全然考えていなかったということも明白である。みたところでは、ブラック氏がこの問題に注意深い分析を与えている唯一の学者であるように思われる。そこで我々は、ここで彼の研究結果⁽²⁾を利用することにしよう。

第1の問題点は、政府のいろいろな収入源を予備的におよびたしい数のサービスや支出計画に振り分ける場合に、議会のメンバーは単純多数決によって意見の一致をはからなければならないということである。ブラック氏が指摘しているように、もし同額の租税をあげる租税が20種類あり、また同額のお金を支払う支出計画が20種類あるならば、租税と支出計画の可能な組合せは400通りあるであろう。実際には明らかに、租税の数も支出計画の数も20種類以上あるので、また各租税は必ずしも同額の租税をあげないという事実と、各収入源はいろいろな支出計画の資金を調達するために組合せて利用されるという事実とがあるので、問題はいっそう複雑になるであろう。現代の立法府が、採決に付される非常に多くの支出計画と租税の組合せを電気式の投票記録装置や計算器を利用して記録した

としても、ヴィクセルの計画のこの予備的な部分を完全に遂行できるかどうかはきわめて疑わしいのである。

ブラックは「ヴィクセルの手続きは、安定した均衡位置を規定するものであり、多くの連続した投票の後においてのみ規定しうるものである」と述べている。

またブラックは、ヴィクセルの条件付き多数の要求が、支出を増加させることに対して著しく抑制的な役割を果しているということを示している。

さてブラック氏の方法を採用して、100人のメンバーで構成されている国会を考えてみよう。租税及び支出に関する政策が可決されるのに必要な条件付き多数は、メンバーの90%であると仮定しよう。また国会のメンバーの選好曲線は「単峰型」であり、彼らの支出＝選好曲線は最も低いものから最も高いものまで順番に並べることができるかと仮定しよう。また各メンバーは、自分が最も望ましいと思ふ支出の水準をおこなった動議を少なくとも1つ提出するものと仮定しよう。

もし提案された事項について、100個の異なる動議が提出されていると考えるならば、明らかに国会が行う仕事の量は膨大なものになる。もしメンバーが前の投票で否決された動議を自由に再提出することができるならば、100個の動議のうちどの動議が採用されるかということをはっきりと決定するには、100回の連続した投票をすることになるかもしれない。100個の動議と初期条件が与えられるならば、論点を決定するために必要な投票の回数⁽³⁾は、別々に行なう4480回の投票の回数より少なくないであろう。

もし最初行われていた支出額 a_0 をそれぞれの額だけ変えたいという動議が100個提出されていたとしても、その中の或るメンバーはそれを増やしたいと思うだろうし、また別のメンバーはそれを減らしたいと思うだろう。しかしやしくも a_0 が増やされるかどうかは、100個の選好曲線の中で下から11番目の選好曲線が最適であるとする支出の水準と、支出の大きさ a_0 の間の関係に依存する。もし下から11番目の選好曲線が最適と考える支出の水準が a_0 より低いならば、 a_0 は決して増やされないで現状のまま維持されるであろう。なぜなら a_0 を増やそうという動議で90票以上⁽⁴⁾獲得できる

注(5) リンダールはその著書 [116]* において、この問題に関するヴィクセルの取り扱いを、もっと現実的な水準の分析で進展させている。

* 参考文献目録参照。

(6) business

(7) single-peaked optima

(8) 原本は receive more than 89 votes であるが、89票を含まないので「90票以上」と訳した。

動議はない、すなわち条件付き多数を獲得できる動議はないからである。もしその選好曲線が最適と考える支出の水準が a_0 より高いならば、 a_0 は増やされるであろう。しかしそれは多数派によって提案された水準 a_1 までではなくて、下から11番目の支出=選好曲線が最適と考える大きさまでであろう。

単純多数決の場合には、同じ情況のもとにおいて a_0 を増やすことは、下から49番目の支出=選好曲線が最適であると考える支出の水準によって決定される、ということが考えられる。この問題に関するブラックの結論は、全く正しいように思われる。すなわち、

「ここで、2つの明白な問題点に注意すべきである。……まず第1の問題点は、安定した均衡位置は徐々にのみ達成されるということである。或る投票でヴィクセルの手續きによって与えられた結果というものは、問題が次に討議され新しい一組の投票が行われた場合には、ひっくり返されることが予想される。もう1つの問題点は、不公平の問題である。……一般的な場合(すなわち単純多数決の場合)、 O_0 (すなわち50番目の選好曲線)の近傍のどこかで、決定されるという強い仮定がある。これはすべてのメンバーの意見を考慮に入れているであろう。これに対してヴィクセルの最終的な解決は、極端な見解をもった少数のメンバーの意見に依存している。それは、こうした事項の支出とそれに関係する租税を最も嫌っている特定の少数者を保護するものであって、それも多数者の犠牲においてである。」

他方において、もし議会のメンバーの評価というものが、上に仮定したように独立しているというよりも、むしろ補完的であるならば、もっと複雑な問題が生じる。通常、彼らの評価は補完的である。すなわち、或るメンバーが支出計画 a, b, c (とそれに関係する租税の計画)に賛成するかどうかということは、別の支出計画 e, f, g が受け入れられるかどうかということに依存している、といったような場合である。このような場合についてブラックは、次のように結論を下している。すなわち、

「このような情況のもとにおいては、議会によって選ばれる支出計画(とそれに関係する租税の計画)は、支出計画が討議される順序に依存する。もし或る計画について或る日決定が行われ、また後日、その問題が再び討議される場合には、後日開かれる議会は、通常、前に行なった決定を変えるであろう。たとえメンバー

注(9) complementary

の選好関数が変わっていなかったとしてもそうであろう。」

しかしながら、国家サービスを縮小したり、支出とそれに対応する租税を削減したりする問題に関しては、ヴィクセルは、議会における少数者にその発議権を与えたいと思っていた。彼らは、条件付き多数によって拒否されない限り自動的に成功するであろう。この問題に関して、ヴィクセルがその後の手續きについて考えていたことは不明確である。ブラックは次のように述べている。すなわち

「例えば、支出とそれに関係する租税を削減する問題について、 a_1, a_2, a_3 の3つの動議が出された場合について考えてみよう。 a_1 は少しの削減、 a_2 はもう少し多い削減、 a_3 はもっと多い削減を提案しているとしよう。 a_0 (現在の状態を維持しようという提案)に対して、例えば a_1 は100%の多数を、 a_2 は60%の多数を、 a_3 は11%の多数を獲得するであろう。ヴィクセル自身の言葉からは、これら3つの動議のうちどれが選ばれるべきかということは言うことができない。私の考えでは、彼の方式に与えられる最も簡単な解釈は、もしそれが投票数の10%を超える少数を獲得することができるならば、支出の最も大きい削減を提案する動議(a_3)が受け入れられるであろう、ということである。」

どのようなことが起るのかということとは結局、どれくらい動議が出されたかということと、下から並べられたメンバーの選好関数において、最適と考えられる支出の水準はどれくらいかということに依存している。もし支出の大きさ a_0 が、下から11番目の選好関数が最適と考える支出の水準より高いならば、 a_0 は削減されるであろう。それはおそらく、その関数が最適と考える水準まで削減されるであろう。というのは、これより高い水準では、なお削減を求める動議が投票数の10%を超え、反対投票が条件付き多数に達しないので、否決することができないからである。

ヴィクセルが自分の体系の基礎においた仮定、特に、議会のメンバーは、政治的少数者にとって敵対的であり攻撃的であるような支出及び租税の政策を提案しないであろうという仮定を、彼に有利に解釈してやったとしても、次のようなブラックの評価に対しては、反ばくすることはできないであろう。

「議会において、支出を増加させる時には非常な多数を、支出を削減する時には非常な少数を、要求する

ヴィクセルの原則は、通常の単純多数決による場合よりも、支出の増加を困難にし、支出の削減を容易にする。偏向は、縮小と削減の方向へ行われている。……彼の体系が国家サービスに対してきわめて制限的であることは疑う余地がない。彼の原則は、議会の多数者の犠牲において、議会の少数者を保護するであろう。」

しかしながらヴィクセルは、この手續きに関する提案のほかに、いろいろな租税、すなわち没収とか利益原則とか能力原則とかいったようないろいろな原則に基づいた租税が、財政の「公平な」体系とお互いにどのように結びついているか、ということに関する理論についても研究している。この問題が次の節のテーマである。